



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（空手振興課）…………… 1
- 自然公園の特別地域の解除（自然保護課）…………… 1
- 自然公園の特別保護地区の解除（自然保護課）…………… 1

規 則

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第64号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の施行期日は、平成29年3月4日とする。

告 示

沖縄県告示第479号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により、沖縄海岸国定公園の特別地域を次のとおり変更する。

平成28年9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特別地域から次の区域を削る。別紙図面のとおり（「別紙図面」は、省略し、平成28年9月15日から同年10月14日まで沖縄県環境部自然保護課に備え置いて縦覧に供する。）

沖縄県告示第480号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により、沖縄海岸国定公園の特別保護地区を次のとおり変更する。

平成28年9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄海岸国定公園の特別保護地区の区域から次の区域を削る。別紙図面のとおり（「別紙図面」は、省略し、平成28年9月15日から同年10月14日まで沖縄県環境部自然保護課に備え置いて縦覧に供する。）

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	--